

## 入札公告

令和5年度冊子運送業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第100条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸本周平

### 1 条件付き一般競争入札に付する事項

#### (1) 事業年度

令和5年度

#### (2) 調達業務の名称

令和5年度冊子運送業務

#### (3) 調達業務の内容

別添仕様書による。

#### (4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

#### (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

#### (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『9 運送・保管』の小分類『2 貨物運送』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおりとする。

#### (3) 県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

#### (4) 全国に冊子を運送することができる者と認められる者であること。

#### (5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

#### (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

#### (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局総務課（以下「総務課」という。）

#### (2) 期間

令和5年2月17日（金）から同年3月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例



写しを提出すること。

- (5) 郵送による入札は、認めない。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、財務規則第87条第4号の規定により免除する。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

その他入札の無効については、入札説明書のとおりとする。

#### 10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない総務課の職員を立ち合わせるものとする。

- (3) 財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない総務課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に別に定める数を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

総務部総務管理局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2097

ファクシミリ番号 073-431-0232